明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（三三）　六
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（三四）　八
○水防法及び河川法の一部を改正する法律（三五）　一三
○電波法の一部を改正する法律（三六）　一七
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（三七）　一八
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（三八）　一九
○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（三九）　二〇
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（四〇）　三
○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（四一）　三

〔政　令〕
○地方税法施行令の一部を改正する政令（一七三）　三六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一七四）　四一
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令（一七五）　四四

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（**総務**六五）　四四
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（**同**六六）　四四
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令（**財務**四二）　四四
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**八〇）　四九
○漁船検査規則の一部を改正する省令（**農林水産**四七）　五三

〔告　示〕
○第二十七回特別給付金国庫債券の様式の要項を定めた件（**財務**二〇二）　五五
○第二十六回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件（**同**二〇三）　五五
○平成二十五年十一月一日以後の日を発行日とする第十回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件（**同**二〇四）　五六
○平成二十五年十一月一日以後の日を発行日とする特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件（**同**二〇五）　五六
○平成二十五年十一月一日以後の日を発行日とする第四回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件（**同**二〇六）　五六
○平成二十五年十月一日以後の日を発行日とする第三回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件（**同**二〇七）　五七
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**農林水産**一九三四）　五七
○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**一九三五）　五七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
再生関係　七一

本号で公布された法令のあらまし

◇犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（法律第三三号）

（法務省）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正関係

1　被害者参加旅費等の支給

被害者参加人（刑事訴訟法第三一六条の三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）が同法第三一六条の三四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。2の㈡において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席した場合には、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料（以下「被害者参加旅費等」という。）を支給することとし、その額については、政令で定めることとした。（第五条関係）

2　被害者参加旅費等の請求手続

㈠　被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならないこととした。（第六条第一項関係）

㈡　裁判所は、㈠により請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が刑事訴訟法第三一六条の三四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面を添えて、これらを法務大臣に送付しなければならないこととした。（第六条第二項関係）

3　日本司法支援センターへの被害者参加旅費等の支給に係る法務大臣の権限に係る事務の委任

1の被害者参加旅費等の支給及び2の㈡の請求の受理等の法務大臣の権限に係る事務は、日本司法支援センター（総合法律支援法第一三条に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。）に行わせることとした。（第八条第一項関係）